

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の3ただし書中「前条第2項」を「同条第2項」に改める。

第13条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第15条第1項第2号中「29万円5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

第18条中「第19条の2」を「第19条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の3、第13条第3号及び第18条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例33号 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第2条の3 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、<u>同条第2項</u>の規定により算出される額より少ないときは、その差額を支給する。 (保険料の賦課総額) 第13条 (略) (1)・(2) (略) (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例33号 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第2条の3 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、<u>前条第2項</u>の規定により算出される額より少ないときは、その差額を支給する。 (保険料の賦課総額) 第13条 (略) (1)・(2) (略) (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、

所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項

所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に29万円5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(徴収猶予)

第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条から第19条第2項までにおいて同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に54万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(徴収猶予)

第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条から第19条の2までにおいて同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の3、第13条第3号及び第18条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。